

ピオーネ当新田 短期入所利用料(1割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ当新田

令和6年8月1日改定

基本表 (単位単価: 10.17円)

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	送迎加算	療養食加算	滞在費	食費
要支援 1	529単位	20単位	18単位	12単位	184単位/片道	8単位/回	2,800円	1,800円
要支援 2	656単位							
要介護 1	704単位							
要介護 2	772単位							
要介護 3	847単位							
要介護 4	918単位							
要介護 5	987単位							

基準費用額 (利用者負担 第4段階)

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額(*1)	滞在費	食費(*2)	合計(*3)		
要支援 1	648円	2,800円	1,800円	5,248円	療養食 10円 (1食あたり) 送迎費 214円 (片道)	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要支援 2	796円			5,396円		
要介護 1	875円			5,475円		
要介護 2	953円			5,553円		
要介護 3	1,041円			5,641円		
要介護 4	1,123円			5,723円		
要介護 5	1,202円	5,802円				

※1基本額は、基本単位数にサービス提供体制加算、夜勤職員配置加算(要支援1,2は除く)、機能訓練加算を加え、介護職員等処遇改善加算Ⅰ14.0%を加算し単位単価10.17円を乗じた金額の自己負担額1割で計算。

※2朝食:500円、昼食・おやつ:700円、夕食:600円の合計(最大:1,800円) ※3朝昼夕3食とった場合の合計

利用者負担 第1段階

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	648円	880円	300円	1,828円	療養食 10円 (1食あたり) 送迎費 214円 (片道)	・生活保護 ・高齢福祉年金受給者 ・預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要支援 2	796円			1,976円		
要介護 1	875円			2,055円		
要介護 2	953円			2,133円		
要介護 3	1,041円			2,221円		
要介護 4	1,123円			2,303円		
要介護 5	1,202円	2,382円				

※基本額は、全額公費負担となり、ご利用者負担は滞在費、食費のみとなります。

利用者負担 第2段階

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	648円	880円	600円	2,128円	療養食 10円 (1食あたり) 送迎費 214円 (片道)	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円以下 ・預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要支援 2	796円			2,276円		
要介護 1	875円			2,355円		
要介護 2	953円			2,433円		
要介護 3	1,041円			2,521円		
要介護 4	1,123円			2,603円		
要介護 5	1,202円	2,682円				

※基本額が月額(個人で)15,000円、(世帯で)24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

利用者負担 第3段階①

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	648円	1,370円	1,000円	3,018円	療養食 10円 (1食あたり) 送迎費 214円 (片道)	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円超120万円以下 ・預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要支援 2	796円			3,166円		
要介護 1	875円			3,245円		
要介護 2	953円			3,323円		
要介護 3	1,041円			3,411円		
要介護 4	1,123円			3,493円		
要介護 5	1,202円	3,572円				

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

利用者負担 第3段階②

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	648円	1,370円	1,300円	3,318円	療養食 10円 (1食あたり) 送迎費 214円 (片道)	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が120万円超 ・預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要支援 2	796円			3,466円		
要介護 1	875円			3,545円		
要介護 2	953円			3,623円		
要介護 3	1,041円			3,711円		
要介護 4	1,123円			3,793円		
要介護 5	1,202円	3,872円				

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

ピオーネ当新田 短期入所利用料(2割・3割負担)

社会福祉法人 桃山福社会
特別養護老人ホーム ピオーネ当新田

基本表 (単位単価: 10.17 円)

令和6年8月1日改定

要介護度	基本サービス費	夜勤職員配置加算(IV)	サービス提供体制強化加算(II)	機能訓練体制加算	送迎加算	療養食加算	滞在費	食費
要支援 1	529単位	20単位	18単位	12単位	184単位/片道	8単位/回	2,800円	1,800円
要支援 2	656単位							
要介護 1	704単位							
要介護 2	772単位							
要介護 3	847単位							
要介護 4	918単位							
要介護 5	987単位							

(2割負担)

基準費用額 (利用者負担 第4段階)

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額(*1)	滞在費	食費(*2)	合計(*3)		
要支援 1	1,296円	2,800円	1,800円	5,896円	療養食 19円 (1食あたり)	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要支援 2	1,591円			6,191円		
要介護 1	1,750円			6,350円		
要介護 2	1,906円			6,506円		
要介護 3	2,081円			6,681円		
要介護 4	2,246円			6,846円		
要介護 5	2,404円			7,004円		

(*1)基本額は、基本単位数に夜勤職員配置加算、看護配置加算(要支援1,2は除く)、サービス提供体制加算、機能訓練体制加算を加え、介護職員等処遇改善加算 I 14.0%を加算し単位単価10.17円を乗じた金額の自己負担額2割で計算。

(*2)朝食:500円、昼食・おやつ:700円、夕食:600円の合計(最大:1,800円)

(*3)朝昼夕3食とった場合の合計

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

(3割負担)

基準費用額 (利用者負担 第4段階)

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額(*1)	滞在費	食費(*2)	合計(*3)		
要支援 1	1,944円	2,800円	1,800円	6,544円	療養食 28円 (1食あたり)	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要支援 2	2,386円			6,986円		
要介護 1	2,624円			7,224円		
要介護 2	2,859円			7,459円		
要介護 3	3,121円			7,721円		
要介護 4	3,369円			7,969円		
要介護 5	3,606円			8,206円		

(*1)基本額は、基本単位数に夜勤職員配置加算、看護配置加算(要支援1,2は除く)、サービス提供体制加算、機能訓練体制加算を加え、介護職員等処遇改善加算 I 14.0%を加算し単位単価10.17円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。

(*2)朝食:500円、昼食・おやつ:700円、夕食:600円の合計(最大:1,800円)

(*3)朝昼夕3食とった場合の合計

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。